

## 承認第 2 号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

## 専 決 処 分 書

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について、障害者相談支援事業委託料に係る消費税の取扱い誤りに伴い、受託者の消費税修正申告において延滞税が生じたことから、延滞税相当額を支出するため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月8日

美幌町長 平 野 浩 司

# 令和5年度 美幌町一般会計補正予算(第13号)

令和5年度美幌町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,671万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		722,241	60	722,301
	1 基金繰入金	722,241	60	722,301
歳入合計		13,376,652	60	13,376,712

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		3,020,907	60	3,020,967
	1 社 会 福 祉 費	2,319,565	60	2,319,625
歳 出 合 計		13,376,652	60	13,376,712



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計
20 繰入金	722,241	60	722,301
歳入合計	13,376,652	60	13,376,712

一般会計

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費	3,020,907	60	3,020,967
歳 出 合 計	13,376,652	60	13,376,712

一般会計



(単位：千円)

補正額の財源内訳				款
特	定	財	源	
国(道)支出金	地方債	その他	一般財源	民
			60	
0	0	0	60	

一般会計

2 歳 入

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項	目			
20	繰 入 金	722,241	60	722,301
1	基 金 繰 入 金	722,241	60	722,301
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	144,996	60	145,056
合 計		13,376,652	60	13,376,712

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	60	財政調整基金繰入金の増 60

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 歳 出

款	項 目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国道支出金	地方債	その他	
3	民生費	3,020,907	60	3,020,967				60
	1 社会福祉費	2,319,565	60	2,319,625				60
	5 障害福祉費	852,246	60	852,306				60
	合計	13,376,652	60	13,376,712				60

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
21 補償補填及び賠償金	60	3 障害者自立支援事業費の増賠償金 60 60

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費